

# 中小企業における産業医業務

令和4年11月14日 第2回産業保健のあり方に関する検討会

公益社団法人人間ドック学会 理事  
武藤 繁貴

# 中小企業における産業医業務

- 時間・・・2～3時間程度が多い
- 主業務・・・3点セット
  - ①安全衛生委員会への出席・・・0.5～1時間
  - ②職場巡視・・・0.5時間
  - ③健康相談・・・0.5時間～2時間
- その他
  - 定期健康診断後の就業上の措置判定

# ①安全衛生委員会

- 労働災害の再発防止に対する助言
- 健康管理、作業管理、作業環境管理に関する助言
- 最近の健康問題(感染症、熱中症、花粉症など)に対するコメント
- 健康講話(スライド作成)

## ②職場巡視

- 作業環境、作業方法について問題箇所の指摘
- 職場巡視報告書作成(当日もしくは後日)

### ③健康相談

- **メンタルヘルス不調者（時間がかかる、トラブル事例もある）**
- 過重労働者
- 高ストレス者
- 定期健康診断有所見者
- その他の健康問題

課題	原因	対応案
移動時間が長い	製造業は郊外に移転しているため	オンライン会議・面接・職場巡視の推進
職場復帰などへの定期外面談への対応が困難	訪問頻度が月1回のため	オンライン面接の推進 看護職などの活用
看護職が作成した形式的な情報提供依頼書(復職時の配慮事項など)が、紹介先では受け付けてもらえない	医師同士のやり取りしか認められない風潮がある	医師会等と連携し、定型文は看護職でも可とする
分散型事業所では、トータル従業員数が多いにもかかわらず健康管理体制が不十分	一事業所あたりの従業員数が少ないため違法ではない	トータル従業員数で産業医もしくは看護職を配置
ストレスチェックにおける高ストレス者面接指導の実施率が低い	希望制である そもそも健康問題は生じていないことがほとんど	看護職による一次面接⇒産業医等への振り分け
過重労働者面談で、産業医の指示が活かされていない	事業所側が面談することを目的としており、過重労働を改善する気が無い	産業医の指示に対する事業所側の対応結果まで報告義務とする
健康診断後の保健指導実施率が低い	努力義務のため積極的に行われていない 嘱託産業医では時間が足りない	看護職による保健指導
衛生管理者の活動が不十分	会社からの指示がないため活動しない	労基署に定期報告書を提出する制度を作ってはどうか

課題	原因	対応案
ストレスチェック後の職場環境改善が低調である	専門家の不在、やり方の分からなさ	簡便なツールの普及と専門家支援への助成
報酬の低さにより専門産業医の関与が乏しい	経営の不安定さ、必要性の理解の乏しさ	好事例の積み重ね、助成金などの整備
地域産業保健事業のカバー率の低さ	予算の不足と地方では産業医数の不足	産業保健師や技術職(作業環境測定士、公認心理師など)の活用と助成金の強化
50人未満の事業場への産業保健サービス提供が困難	産業医・衛生管理者の選任義務がなく、専門的な目が届かない	<p>地域産業保健センターの登録医師・保健師の活動の活性化。財政面の充実により、回数・時間制限を緩和する(一部上記と重複)</p> <p>産業医とともに、今後は産業保健師の複数事業場による共同選任も検討課題</p> <p>商工会・商工会議所が行う健康経営認証事業に職場巡視など産業保健の視点を加える(厚労省管轄外のため調整が必要)</p>
リスクアセスメントの実施率が低い	やり方がわからない、必要性を感じていない	リスクアセスメント報告書提出により、労災保険料でインセンティブを設ける

# 補足：人間ドック健診機関における50人未満の健康管理

- 一般健康診断の実施、結果通知・保健指導・受診勧奨

(特に人間ドックを受診した場合は、当日結果説明・保健指導・受診勧奨)

- 就業上の措置判定は産業医契約が無ければ実施せず
- 特殊健康診断の実施、結果通知、文書指導、二次検査の実施・結果通知・事後指導(次頁)

